

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グローバル競争に勝ち抜く企業力強化を図る観点から、経営判断の的確かつ迅速化を推し進めると同時に、経営の透明化のために経営チェック機能の充実を重要課題の一つとして位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほコーポレート銀行	2,557,360	4.45
三井住友銀行	2,554,000	4.44
三菱東京UFJ銀行	2,553,600	4.44
日本興亜損害保険	2,262,000	3.93
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	2,252,000	3.92
りそな銀行	1,691,000	2.94
三菱重工業	1,454,644	2.53
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	993,000	1.72
明治安田生命保険	891,000	1.55
岩崎電気	760,000	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画および監査結果について報告ならびに説明を受けるほか、監査対象、監査方法あるいは監査結果についての意見交換を行い、情報の共有に努めるなど、監査の実効性確保に努めております。
 監査役は、内部監査部長に監査業務に必要な事項を指示することができ、監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査部の職員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けない制度をとっております。
 また、内部監査部長は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
照井毅	税理士								○	○
金本澄男	公認会計士								○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
照井毅	○	税理士 独立役員に指定しております。	国税局での長年の経験を生かし、当社の業務執行が適法性を保持しているかをチェックするのに適任の人材と判断しております。 また、独立役員届出書記載の独立役員の属性への該当状況を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員に指定しております。
金本澄男		公認会計士	公認会計士として財務および会計に精通しており、高い識見と幅広い経験を有することから、当社の社外監査役として適任の人材と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成21年にストックオプションを実施いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

平成21年分のストックオプション付与対象者は社内取締役および従業員であります。当該付与対象者合計320名に対して、ストックオプションとして総数1,819,000株の株式を割り当てております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書・事業報告に全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の業務執行の適法性の保持、チェック等にあたり、当社の実態等について説明と社内重要会議の議事録、稟議書類等の回付を通じ、社内情報を適宜報告しております。また、取締役会開催にあたり原則として、議案書は事前配布を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社のガバナンス形態を採用しております。当社の経営上の意思決定は、毎月1回の定時取締役会および必要に応じて随時開催する臨時取締役会において行っております。

業務執行につきましては、権限規程の決裁基準に基づき稟議申請され、決裁基準に応じて代表取締役または業務担当役員がそれぞれ判断し決裁しております。さらに執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより機動的かつ効率的な業務運営を行っております。

監査・監督につきましては、内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携実施にあたり、代表取締役が会計監査人および監査役と定期的な会合を持ち、内部統制の実効性向上を図るために、積極的な意見交換を行っております。監査役会は、4名(うち社外監査役は2名)で構成されており、原則として監査役全員が取締役会に出席するとともに、常勤監査役は社内の各重要会議に出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。また、内部監査部門として内部監査部を設置しており、内部監査規程に基づき、会計業務プロセス監査、一般業務監査、効率性・経済性の監査および法令遵守のための監査を行っております。会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び監査を受けております。会計監査業務を執行した公認会計士は、久世浩一氏(継続監査年数6年)および中島達弥氏(継続監査年数4年)です。同監査法人および同業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

取締役候補者の指名につきましては、社長が役付取締役から候補者名・推薦理由を提出させ、総合的に判断しております。

報酬につきましては、内規に基づき決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、取締役6名で構成しており、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会は、出席者が活発な意見交換を行う中で、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関としての機能を充分果たしております。また、執行役員を国内外の連結子会社に責任者として派遣し、各社の業務執行を管理・監督しております。さらに執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより機動的かつ効率的な業務運営を行っております。

当社の監査役4名のうち2名は社外監査役であり、監査役は取締役会に毎回出席するほか、社内の重要会議に出席するなどして、客観的立場で取締役の業務執行を監視しております。

現在、社外取締役は選任しておりませんが、社外監査役により外部者として社外の良識や経験、見識に基づいた客観的な視点から監査が行われ、経営の監視機能の面では十分な体制が構築されていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日と予想される日以外の日に開催しております。
その他	総会のビジュアル化を推進。事業報告のビデオ化、総会場内の映像設備の拡充。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年本決算・第2四半期決算の発表後決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料を含め、決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート、決算説明会の資料等を自社ホームページに掲載し、IR活動促進に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にIR・広報室を設置。IR委員会はIR・広報室を中心に管理本部によって編成しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「第一実業株式会社行動規範」を制定し、取引先・監督機関等のステークホルダーとの公正な関係、法令遵守の企業行動指針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社環境マネジメントシステム活動の一環として環境方針を定め、ホームページ上で開示しております。また、ISO14001を認証取得済みです。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営上の重要事項につきましては、東京証券取引所にて適時開示を実施しております。また、適時開示した情報につきましては、当社ホームページにおいても開示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

□内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、平成18年5月8日開催の取締役会において決議しました「内部統制基本方針」につきまして、その後の整備状況に伴い、平成23年8月1日開催の取締役会において以下のとおり改定いたしました。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 行動指針、行動規範に則り、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

(2) 会社の業務執行が、全体として適正かつ健全に行なわれるため、取締役は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。また、監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、必要と認めるときは取締役に対し改善を助言または勧告しなければならない。

(3) 反社会的勢力への対応については、その排除・根絶のための情報の一元管理を徹底し、外部からの働きかけはリスク管理委員会において掌握し、その重大性の評価と検討を行なう。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体(以下文書等という)に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。同規程に定める経営危機が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行ない損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 経営理念を機軸に策定される中期経営計画および年度計画に基づき、各業務執行部門において目標達成のために活動する。また、経営計画が、当初の予定通り進捗しているか業績報告を通じ毎月チェックを行なう。

(2) 取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役および監査役に配布される体制をとる。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役付取締役によって構成される常務会において審議を行ない、取締役会の決定を経て執行する。

(4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、毎期首に定める各取締役および各執行役員の業務分掌において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

5. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、行動規範の社内への周知徹底を図る。

(2) 代表取締役直轄の内部監査部を設置し、内部監査規程を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備および維持を図り、必要に応じて、社内各部署にて監査、研修を実施する。

(3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表取締役および監査役に報告するものとする。

(4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行なう。

(5) 監査役は、当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができる。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社における業務の適正を確保するため、すべてのグループ会社に行動規範を制定させるとともに、これを基礎としてグループ各社で関連諸規程を定める。

(2) 経営管理については管掌取締役を定め、当社との事前協議・報告制度によるグループ会社の経営管理を行なうものとし、必要に応じてモニタリングを行なう。

(3) 取締役は、グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容に違反し、またはコンプライアンス上問題があると認められた場合には、代表取締役に報告するものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役は、内部監査部長に監査業務に必要な事項を指示することが出来るものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査部の職員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けない。

(2) 内部監査部長は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

8. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 取締役、執行役員および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項および以下に定める事項について、監査役にその都度報告するものとする。

・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況

・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更

・業績および業績見込の発表内容、重要開示事項の内容

・内部通報制度の運用および通報の内容

・社内稟議書、各種取引申請書および監査役から要求された会議議事録

(2) 監査役は、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に対して、前号の報告を求めることができる。

(3) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(4) 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

(5) 監査役は、当社の会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から監査の内容について報告および説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行なうなど連携を図る。

□内部統制システムの整備状況

当社内部統制システムの現在の整備状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制については、行動指針、行動規範、内部通報規程、その他の通達を社内にて策定、公開し、社長による方針演説や全役職員対象のコンプライアンス研修等において周知徹底し、内部監査部が内部監査規程に基づいて定期的に内部監査を実施することで、取締役、

執行役員または使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保しております。

(2) リスク管理体制については、発生しうるリスクの未然防止に係る管理体制や発生した際の対応を定めるリスク管理規程を策定しており、同規程では、リスク管理を効果的かつ効率的に実施するためにリスク管理委員会を設置し、リスク管理委員長がリスク管理状況の概要を適宜取締役会に報告し、リスク管理に関わる資料を役職員に周知徹底すること等を規定しております。

(3) 情報管理体制については、文書管理や保存年数等を定める文書管理規程、情報システムの管理運営を定める情報システム管理規程ならびに情報セキュリティマネジメントの構築および適切な管理運営を定める情報セキュリティ管理規程を策定しており、これらの規程に基づいて取締役、執行役員または使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を整備しております。

(4) グループ会社については、関係会社管理規程に基づき、関係会社管掌取締役が中心となってグループ会社の経営管理、モニタリングを行なっており、グループ会社においても行動規範、取引権限規程、経理規程、その他の規程を策定することで企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、内部統制基本方針および行動規範において、反社会的勢力に対して断固とした態度で対応し、一切の関係を排除することを定めております。

□ 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

(1) 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社では、不当要求に対する対応統括部署を本社総務部とし、リスクマネジメント室長を不当要求防止責任者としております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

対応統括部署である本社総務部が特殊暴力防止対策協議会に加入し、管轄警察署とは平素から緊密な連携を保っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

暴力団追放運動推進都民センターや特殊暴力防止対策協議会の主催する講習会、定例ブロック会議に積極的に参加し、反社会的勢力に関する情報を収集し、管理しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

行動規範において、反社会的勢力に対して当社の役職員がとるべき対応を定めております。

(5) 研修活動の実施状況

全社員対象のコンプライアンス教育の際に、行動規範の解説・指導を行なっているほか、専門機関や講習会から収集した情報をもとに、必要に応じて適宜研修を行なっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役会は、取締役6名で構成しており、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しており、活発に意見交換を行う中で、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関としての機能を十分に果たしております。さらに執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより機動的かつ効率的な業務運営を行っております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名は社外監査役であり、監査役は取締役会に毎回出席するほか、社内の重要会議に出席するなどして、客観的立場で取締役の業務執行を監視しております。監査役会は原則として毎月1回開催し、監査役間の情報交換のみならず、監査計画や監査結果についての確認を行っております。なお、社外監査役と当社の間取引等の利害関係はありません。

また、リスクマネジメント室が中心となって関連部署と定期的に会議を開催して、国内外におけるさまざまなリスクを把握し、その未然防止と発生最小化を図るとともに、役職員が法令はもとより社会的規範を遵守するための具体的な行動指針としての「第一実業株式会社行動規範」に則り、企業としての社会的責任を果たし、社会に貢献していくことを徹底しております。なお、発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等を行うことにより業務の円滑な運営に資することを目的として、平成20年4月1日付けでリスク管理委員会を設置しております。

会計監査人からは、公正不偏な立場から会計監査を受けているほか、適宜、会計面のアドバイスを受けております。また、複数の法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じてアドバイスを受けております。